

2019年度事業計画

I はじめに

2018年は、6月の大阪府北部の地震、7月には広範囲に記録的な豪雨となった西日本の豪雨、大雨、暴風や高潮の被害をもたらした台風21号、災害級の猛暑、そして、北海道胆振東部地震では広範囲に停電を伴う大きな被害となった。また、東日本大震災の被災地の水産加工業については、施設復旧を進めた結果、9割の施設で業務を再開し、売り上げは震災前の約8割まで回復している。しかし、施設の復旧に比べると、売上げの回復が遅れていることから、復興庁では、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・開拓に向け「東北復興水産加工品展示商談会」開催等の支援を実施している。

こうした中、塩の販売については、生活用塩の減少傾向が依然として続いている中で、通期では約90万トン程度と見込まれている。

2018年度も塩工業会会員は、国民生活に不可欠な良質な国産塩の安定供給を続けてきたが、「燃料費、物流費の上昇、設備維持更新費用の増大」により、業務用塩については、4月以降に価格改定となった。

国内製塩業に過大な負担をもたらす石油石炭税については、2016年度末に、2020年3月末までの軽減措置が決定されたが、関係方面へ機会がある都度、脆弱な企業体力について説明を実施した。

海外石炭事情（アジアの一般炭需要）については、中国では、政府が中国国内基準価格を定め、価格が大幅に変動した場合には、減産若しくは増産する施策を打ち出し、石炭価格の安定化に取り組んでいるものの、環境面への配慮により、石炭需要は減少していたが、2018年は水力発電が不調であったことから、一般炭の需要は増加しており、価格が高騰している。一方、経済成長の減速により需要の伸びについては、不透明である。

また、供給国である豪州では、休止中炭鉱の再稼働計画や既存炭鉱の拡張計画により需要増に対応した能力が期待されている。インドネシアは、石炭資源保護と有効利用の観点から生産調整策を実施していたが、2018年に輸出量は増加に転じており、堅調な輸出が続くものと思われる状況にある。

そのような状況下にあつて、石炭価格の高騰は、為替問題も絡み、国内製塩の安定操業・事業存続について、危惧される状況であることには変わりはない。

関税問題については、2018年12月30日、米国を除く11か国でTPP（環太平洋経済連携協定）が発効、2019年2月1日には、日欧EPA（経済連携協定）が発効した。一方、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、2018年中に実質妥結を目指したが、関税の撤廃、引き下げ慎重な姿勢を強く示す国もあり、他国との隔たりが埋まらなかった。

II 2019年度基本方針

我々は、国民生活に不可欠な良質な塩を、膜濃縮せんごう法により安定的に供給することを使命とし、「安全・安心・国産塩」を取り組みの柱に据え、広く国民から共感を得ていくこととする。
上記の基本認識に立って、今年度の事業運営の重点を次の通りとする。

1 国産塩の安定供給への取り組み

日本の製塩業は、膜濃縮せんごう法によって国民生活に不可欠な良質の塩を安定供給することを使命とし、その効率化を図ってきた。我々の務めは、塩の安定供給を将来にわたり継続するために必要な生産体制をより維持・強化していくことであり、不断の設備投資を行っていく。

また、災害発生等の緊急時においても、会員相互の支援体制を確保し、ユーザーへ供給する。

(公財)塩事業センターの生活用塩供給業務等の諸施策に協力することにより、生活用塩の安定供給に努める。

2 安全・安心への取り組み

「食用塩の安全衛生ガイドライン」については、今後とも、食品防御及びA I B基準を含め、市場の品質要求に対応した改定とその着実な実施に努め、さらに徹底した管理を行っていくこととする。厚生労働省では、HACCPによる衛生管理をすべての食品製造業種に義務化する「食品衛生法等の一部を改正する法律」が2018年6月に公布され、膜濃縮せんごう法の「食用塩の安全衛生ガイドライン」においても、適切に改定作業を実施する。

また、膜濃縮せんごう塩の品質上の優位性と卓越した品質管理体制を各種媒体を通じてより強力に訴求することとする。

3 環境に配慮した事業活動

地球温暖化、廃棄物等の環境問題は、我々一人ひとりの生活に関わるばかりか、企業の活動基盤に関わる問題であり、環境問題への取組みは、企業の存続と活動に必須の要件とされ企業の信頼性評価の重要な要素となっている。

そのため、各々の業務に関連する環境法令を遵守するとともに、環境に関する規則に則り行動し、会社の事業活動に伴う環境影響を最小限に止める。

4 「石油石炭税の軽減措置」への取り組み

石油石炭税の上乗せ税率分の軽減措置については、引き続き、国内製塩企業の経営に与える影響に鑑み、次回の税制改正時においても実現できるよう、広く要請行動を続けていくこととする。

また、今後の地球温暖化・温室効果ガス削減等環境問題を捉えて、会員は石炭に替わる代替エネルギーについて、種々のエネルギー供給のインフラを含めた事業所の立地、財務基盤及び今後の塩の需要予測を基に不断に検討することとする。

5 塩産業界全体を包含した組織化への取り組み

塩産業界の置かれている現状（産業構造、企業構造、技術格差、国際状況等）を踏まえ、現在設立目的・財政基盤を異にする塩業の各団体が、縹渺たる目的では、更なる横断的な組織化は覚束ない。

塩産業界全体を包含した組織化について、塩業の各団体とあるべき姿論を議論する。

6 情報の収集と提供

塩を取り巻く厳しい環境と激しい変化に対応するため、国内製塩業に影響を与える可能性のある近隣諸国及び国内塩産業の動向に注視し、財務省・(公財)塩事業センター等関係機関・団体との連携をより密にする。

7 コンプライアンスの実践

当会は、コンプライアンスの実践を事業の最重要課題のひとつと位置づけ、すべての会員、役職員が法令・諸規則等の遵守はもとより、社会規範に即した誠実かつ透明性の高い行動をとることにより、もってコンプライアンスに根差した事業活動として当会の理念の実現を図る。